

報告第 7 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

令和 2 年12月10日

三朝町長 松 浦 弘 幸

専決第 6 号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、三朝町地域公共交通協議会条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年11月25日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例

三朝町地域公共交通協議会条例（平成31年三朝町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通	(設置) 第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通

法」という。) <u>第27条の16第1項</u>に規定する<u>地域公共交通利便増進実施計画</u>の作成及び実施並びに住民の生活に必要な輸送の確保又は利便性の向上について必要な協議を行うことを目的として、三朝町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。 (1) 略 (2) 地域公共交通法<u>第27条の16第1項</u>に規定する<u>地域公共交通利便増進実施計画</u>の作成、変更及び実施に関する事項 (3)～(6) 略	法」という。) <u>第27条の2第1項</u>に規定する<u>地域公共交通再編実施計画</u>の作成及び実施並びに住民の生活に必要な輸送の確保又は利便性の向上について必要な協議を行うことを目的として、三朝町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。 (1) 略 (2) 地域公共交通法<u>第27条の2第1項</u>に規定する<u>地域公共交通再編実施計画</u>の作成、変更及び実施に関する事項 (3)～(6) 略
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。